

## ○生駒市職員の職の設置に関する規則

昭和56年7月1日  
規則第7号

生駒市職員の職の設置に関する規則をここに公布する。

生駒市職員の職の設置に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の職の設置については、法令に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、生駒市職員定数条例(昭和42年4月生駒市条例第4号)第2条第1項第1号に規定する市長の事務部局の職員をいう。

(平14規則18・平19規則4・一部改正)

(職員の職)

第3条 職員の職の設置については、次のとおりとする。

区分	職
事務職員	理事、公室長、部長、局長、参事、次長、課長、場長、所長、主幹、課長補佐、場長補佐、副所長、係長、主査、主任、主事、事務員
技術職員	理事、公室長、部長、局長、参事、次長、課長、場長、所長、主幹、課長補佐、場長補佐、副所長、指導主事、園長、係長、主任保育士、主査、主任、技師、技術員、保健師、栄養士、看護師、保育士
技能職員	主任、副主任、技能員

(平19規則4・全改、平20規則6・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 生駒市職員の職の設置に関する規則(昭和42年4月生駒市規則第11号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則施行の際、旧規則の規定により用いられている名称は、別に辞令を用いることなく、この規則による職に任命されたものとみなす。

附 則(昭和60年4月規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年4月規則第9号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年4月規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年4月規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年4月規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年7月規則第23号)

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成10年3月規則第6号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月規則第9号)抄

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月規則第1号)

(施行期日)

1. この規則は、平成14年3月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規則の施行の際現に改正前の生駒市職員の職の設置に関する規則に規定する保健婦及び看護婦の職に任命されている職員は、それぞれ改正後の生駒市職員の職の設置に関する規則に規定する保健師及び看護師の職に任命されたものとみなす。

附 則(平成14年3月規則第16号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月規則第18号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月規則第26号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。